

令和6年2月 29 日  
札幌芸術の森クラフト工房

## 令和6年1月実施 陶工房利用者意見交換会 議事概要

### 1 開催概要

- (1) 日 時 令和6年1月19日(金)16:00～17:15
- (2) 場 所 札幌芸術の森陶工房ワークショップルーム
- (3) 出席者 利用者様:8名

札幌芸術の森:管理担当部長、創作普及課長、創作普及課工房係長、管理課業務係長、創作普及課、工房係・陶工房職員4名 計8名

### 2 議事概要

- (1) 意見交換会趣旨説明

(以下、概要)

陶工房は、芸森がオープンした1986年設立当初から運営している。開館から38年経過する現在まで多くの方々にご利用いただいているが、同時にさまざまな課題も生じている。この課題を、ご利用の皆様と共有し、意見を交換しながら、陶工房の施設事情を踏まえて解決を図って参りたい。

今回、喫緊の課題として、工房内のスペースについて改善を図りたいと考えている。

現在、利用者が制作中の作品や制作に伴う粘土・釉薬・道具の置き場が手狭になっており、新規利用者の利用を妨げかねない状況にあること、また、置き場所の取り方に公平性を欠いているというご意見もある。

今回、陶芸という分野の施設の特殊性を理解した上で、議案を提案するもの。

なお、この会の議事について、事務局から議案説明後、提案内容への不明点などご質問をお受けし、その後、皆様のご意見や感想を順次伺いたい。

議案について、皆さまの忌憚のないご意見をお願いしたい。

## (2) 議案

### 陶工房の残置について

現在、ご利用の皆様のご制作中の粘土や制作に伴う釉薬・工具の置き場所が不足しております。こうした状況が新規のご利用を妨げる恐れがあることから、改めて残置についてのルールを定めたいと考えております。

### 新ルール(案)

No.	残置物	現状の 期限	新期限	撤去督促	撤去・処分
1	<u>成形前の粘土</u> 上限(案)20kgまで	3か月	3か月	最後の利用から6か月後、 撤去督促通知(処分日明記)	残置10か月を 確認後廃 棄処分
2	<u>成形中の粘土</u> <u>発泡スチロール</u> 上限(案)3個 (外寸 D37cm×L52cm× H26cm)	1か月	3か月	最後の利用から6か月後、 撤去督促通知(処分日明記)	残置10か月を 確認後廃 棄処分
3	<u>成形後の粘土</u> 手板上限(案): 16枚分(棚4列分)	1か月	3か月	最後の利用から6か月後、 撤去督促通知(処分日明記) の上、職員が現在の保管場所 である乾燥室から別の保管場所 (制作室内)へ移動させます。	残置10か月を 確認後廃 棄処分
4	<u>釉薬</u> スペース上限:棚幅 1/3、40cm程度	3か月	残置 登録	最後の利用から6か月後、 撤去督促通知(処分日明記)	残置10か月を 確認後廃 棄処分
5	<u>成形用道具</u> スペース上限:棚幅 1/3程度	3か月	残置 登録	最後の利用から6か月後、 撤去督促通知(処分日明記)	残置10か月を 確認後廃 棄処分

## 《対応の方向性》

陶工房をこれまでご利用いただいている皆様引き続きご利用いただきながら、新規の陶工房利用者も増やしていかなければならない中にあることは、工房内を整頓して安全性を確保するとともに、これまでの取り決めに整理し、ご利用のルールとして周知したいと考えております。

工房ご利用にあたり、粘土、釉薬などの材料および成形用具は都度持ち込み持ち帰りを基本とし、公共交通機関でお越しの方はそれらを期限つきでお預かりできることとしつつも、現在は、移動方法に関わらずご要望に応じた残置と、一人あたりが置けるスペースに公平性を欠く状態となっております。

今後は、成形中の作品(粘土)を残置することは作陶において必ず伴うものであること、一方で釉薬・道具については、必要な措置ではないが継続的な工房利用において望まれるサービスであることと区分して、工房利用の利便性の観点からこれらの残置を一定期間認める方向です。

その際、残置に伴う課題解決のため、議案のとおり、一人あたりが置けるスペースや、これまで明示していなかった最終的な処分までのスケジュールを含めて残置期限を設定し、この取扱いを徹底していきたいと考えております。

## [議案への質問]

- ・ 粘土の重さ上限 20kg までとされているが、成型前のものだけでなく、削りカスなども再生して粘土にするため、こうした保管粘土はどのような扱いになると考えているか。
- ・ 保管期限については、現在も運用しており、新ルールで何が変わるのかがわからない。

## [主な意見]

- ・ 釉薬の置き場所について棚幅 40cm 程度と示しているが、具体的に釉薬を入れた容器が何個置けることになるのか。容器の大きさは各人それぞれで統一されていない。例えば 5リットルの容器が何個と示してある方がわかりやすい。
- ・ 作陶に必要な私物を残置するルールは従来からあった。コロナ以前の今より利用者が多かった頃でも、利用者同士が融通し合い保管場所は運用できていた。スペースが不足しているのは、新規利用者などに正しい運用を指導せず利用者対応を怠ってきた施設側の問題ではないか。
- ・ 年に数回しか来ない人が長期間棚を占有しているのはおかしい。体調不良などで継続して来られなくなる場合も考えられるが、以前は工房管理者の配慮により、取りに来られるまで陶工房2階に材料や道具を置かせてもらった。2階の屋根裏を保管場所として使用できれば問題は解決すると思う。
- ・ 工房開設間もない頃は、釉薬しか置いておけなかったと記憶している。その後、車で来園することができない利用者への対応として道具についても残置できるようになった。2階は、重量のあるものを置くと床が抜ける恐れがあるので使用できなくなったと聞かされた。
- ・ 公共交通機関で通う利用者は、材料や道具を簡単に持ち帰ることはできないため、有料でも構わないので保管場所を設けていただけないか。
- ・ 私物引き取りを徹底させるには、工房利用手続きの際に誓約書へサインさせてはどうか。
- ・ 手板は幅の広さが2種類ある。作品の大きさに合わせたサイズの手板を使い、無用な間隔を詰めて利用できれば手板の枚数を減らせる場合もある。工房管理者が利用者の許可を得て作品を移動すればスペースをつくることができる。
- ・ 新ルールでは利用者何人分のスペースを見通しているのか。期限を過ぎて保管している方の残置物について本人に連絡の上で処分すれば、何人分のスペースを確保できると考えているのか。これらを整理して、さらにスペース確保のために、どの程度必要なかを具体的に示して提案してほしい。

### [芸術の森]

- ・ 新規利用者が現在ご利用の方々とは保管場所を融通し合うようにするのは、実際には難しいと思われるので、利用状況を整理したうえでルールを改定したいと考えている。
- ・ 利用者によっては、少しずつ作陶し窯焼きまで時間を要する方もおり、形成後の作品保管期限が1カ月では対応できないことなどもあることから、現在のルールが必ずしも期間として適切ではないと判断し運用改定を提案したところ。
- ・ 私物の残置について、期限までに引き取りに來られない分については、一定期間経過後、芸術の森から処分時期を通知し、それでも引き取りがなければ処分を行うというもので、期限後に直ちに処分せず、段階的に対応していきたいと考えている。現状のルールは保管期限だけを示しており、その後の対応や、残置引き取りがない場合の最終的な処分スケジュールを示していないため、従来の保管期限は期限の目安に留まっていた感がある。このことから、放置すれば最終的に処分となることの明示の必要性を感じルールを改定を提案した。
- ・ 新ルールの趣旨は、議案の説明の際にもお伝えしたが、粘土の保管は作陶に必ず伴うものであるが、釉薬、道具の残置については、芸術の森の立地などの要因による利便性の観点からのご要望である。粘土の保管については、様々な利用形態に対応しているが、釉薬や道具については一律の基準を設け、継続的な利用がある方を対象に登録手続きにより利用いただく内容とした。
- ・ 陶工房2階の屋根裏は、胆振東部地震後、保管の倉庫として安全性が不安視されるため、貸工房において使用しない判断とした。今後もこの考えを継承したい。
- ・ 目安となるサイズ感がわかりにくいというご意見も参考に提案を整理したい。

### (3) その他の意見

#### ア 施設について

##### [出席者より]

- ・ 夏場室温 30 度を超える時があり、熱中症になる恐れがあるので、工房環境の改善を求める。
- ・ 電動ロクロの上部の棚が低く、立ち上がる際に頭をぶつけ怪我をしたことがある。室内の一部で照明が暗いと感じるので明るくしてほしい。

##### [芸術の森]

- ・ 工房特性として作陶により発生する粉塵がエアコンの故障要因となるため、夏場の高温対策として窓への遮熱フィルムの貼付や送風機の設置を行ってきたところであるが、引き続き施設の特性を踏まえた効果的な設備について検討したい。
- ・ 工房内の照度については必要な基準に達しているか確認し、不足があれば照明器具を見直したい。
- ・ 施設利用中の怪我に際しては、事故情報の共有のため工房職員に一報いただきたい。施設の瑕疵による怪我の場合、芸術の森が加入する施設賠償保険により治療費が弁償されることから、そうした意味合いも含めご連絡いただきたい。

#### イ アンケートに寄せられたご意見の紹介(抜粋)

##### (ア) 工房裏への駐車について

料金所を通過せずに工房裏に無断駐車していた事案があったので管理を徹底していただきたい。

##### [出席者より]

- ・ 陶工房の職員が駐車状況を時折確認すれば、状況を把握できるのではないかと。
- ・ 臨時通行許可証の掲示を必須にしていなかったなら、今後、許可証と駐車場の領収書を車に必須で

掲示するようにすればよい。

- ・ 昨年夏に、料金所に行かずに工房裏の駐車場に駐車して良いとわかり、駐車料金をクラフトの受付で支払った事があった。運用が変わったなら、利用者に公平に周知してほしい。

#### [芸術の森]

- ・ 現状、荷物の積み下ろしの短時間だけの駐車に限り認めている。陶工房、木工房、美術館の利用者もいて、陶工房、木工房の職員だけで全員を管理するのは難しいため、臨時通行許可証の運用の徹底を図りたいと考えている。
- ・ 工房裏駐車場への直接入場は、昨夏の美術館「チーム・ラボ」展で園内が混雑した際に、工房ご利用の方ができるだけスムーズに利用できるようにした特別対応として行った。この対応について連絡・共有不足があったとも思われるため、周知について今後改善したい。なお、料金所で料金を支払ってから工房裏に移動していただくルールを変更したのではなく、同展覧会に限定したものである。

#### (イ) 昼食場所について

陶工房内を昼食場所としたいという要望

#### [芸術の森]

- ・ ご要望があることは承知しているが、引き続きクラフト工房のロビーを使っていたきたい。悪天候でクラフト工房に移動するのが大変な時や、来園者が多くロビーが満員の時などは、ワークショップルームを開放することで対応したい。
- ・ この取り扱いは工房一律ではなく、立地や施設特性によるものと考えている。木工房や染・織は陶工房と同様とし、版画工房は工房内での食事を認めている。

#### (ウ) 施設利用キャンセルの書類について

キャンセルに関する書類の必要はないと思う。また、キャンセル理由を記入させる書類は、個人情報に抵触するのではないかな。

#### [芸術の森]

- ・ キャンセル時に理由を記載する変更(取消)申請書並びに理由の記載は、現在の手続上必要なものとして捉えているが、キャンセル理由をどこまで記載するかについては、整理して後日お知らせする。
- ・ あわせて、運用の変更などにより様式の変更や新規様式があった場合は、通知によりお知らせする。

### 3 意見交換会を終えて(芸術の森より)

このたびの意見交換会開催にあたり、ご出席いただき、また、アンケートにてご意見をお寄せいただき誠にありがとうございました。頂戴しましたご意見は陶工房運営の参考とさせていただきます。

なお、課題解決にあたりましては、場合によっては全員の賛同を得ることができない場合もあるかもしれませんが、今後もこのような場を設け、皆様への説明を行いながら進めて参ります。

今回提案させていただきました事案につきましては、皆さまのご意見や専門家の意見を踏まえて決定し、後日お知らせいたします。

以上